

任意協議会と 法定協議会の違いは？

現在、矢部・清和・蘇陽合
併推進協議会は任意協議会で
すが、任意協議会については
法律上、何の定めもなく、文
字どおり任意に設置されるも
ので、協議される内容や範囲
はそれぞれで決めることにな
ります。

これに対し法定協議会は地
方自治法第252条の2第1
項、合併特例法第3条により
設置されるもので、設置にあ
たっては地方自治法による手
続きが必要です。つまり、関
係町村の協議により規約を定
めなければならず、この協議
には関係町村の議会の議決が
必要になります。法定協議会
は、合併を行うこと自体の可
否も含めて合併に関するあら
ゆる事項の協議を行う組織で
す。

12月18日に、3町村の議会
で法定協議会の設置に関する
議案が議決され、来月1日に
法定協議会が発足します。今
後、法定協議会は毎月定期的
に行われ、新町建設計画の作
成や合併協定項目等の調整に
ついて具体的な協議を行う予
定です。

協議会これまでの動き

6月～12月

- 2003年6月2日 新町将来ビジョン発行
第4回児童福祉分科会(厚生)
3日 第5回文教部会
6日 第5回社会教育分科会(文教)
第10回厚生部会
10日 第6回社会福祉分科会(厚生)
11日 第9回農政分科会(産業)
第5回産業部会
13日 第8回情報分科会(総務)
16日 第6回健康推進分科会(厚生)
第7回財政・管財分科会(総務)
18日 第6回学校教育分科会(文教)
第4回税務分科会(総務)
19日 第9回情報分科会(総務)
23日 第6回社会教育分科会(文教)
24日 合併推進協議会だより「第3号」発刊
第3回商工・観光分科会(企画)
第4回総務部会
26日 先進地視察研修
第3回企画・広報分科会(企画)
27日 第11回厚生部会
30日 第10回情報分科会(総務)
第2回電算システム業者選定作業部会(総務)
7月3日 第3回環境・衛生分科会(厚生)
第7回学校教育分科会(文教)
8日 第5回総務部会
第6回保険分科会(厚生)
9日 合併推進協議会だより「第4号」発刊
14日 第7回社会教育分科会(文教)
15日 協議会ホームページ開設
第6回産業部会
16日 第12回厚生部会
18日 第11回情報分科会(総務)
第3回電算システム業者選定作業部会(総務)
23日 第7回企画部会
24日 第4回電算システム業者選定作業部会(総務)
第6回水道分科会(建設)

- 2003年7月25日 3町村農業委員合同研修会
8月5日 第12回情報分科会(総務)
第4回幹事会
第5回建設部会
第5回電算システム業者選定作業部会(総務)
18日 第6回電算システム業者選定作業部会(総務)
19日 矢部・清和・蘇陽町村合併研修会(議会議員合同研修)
21日 第6回文教部会
26日 合併推進協議会だより「第5号」発刊
9月1日 第7回電算システム業者選定作業部会(総務)
7日 第8回電算システム業者選定作業部会(総務)
8日 第7回文教部会
10日 第5回合併推進協議会
11日 第1回電算業者選定委員会(総務)
12日 第8回財政・管財分科会(総務)
10月6日 第8回文教部会
17日 第5回幹事会
20日 第6回合併推進協議会
23日 第6回幹事会
31日 第1回合併推進協議会町村長・議長会議
11月6日 第9回文教部会
10日 第5回税務分科会(総務)
14日 第7回合併推進協議会
第7回幹事会
17日 矢部高校生が町村合併を研修
20日 第10回農政分科会(産業)
21日 第8回企画部会
26日 第4回防災・消防分科会(総務)
第8回幹事会
28日 第7回保険分科会(厚生)
12月1日 第9回企画部会
4日 第10回文教部会
第9回電算システム業者選定作業部会(総務)
第7回水道分科会(建設)
8日 第8回合併推進協議会
9日 第11回農政分科会(産業)

編集後記

早いもので、あつという間に
年末になり、今年もあと数日を
すのみとなりました。
皆さんは、一年を総括する意味
で何かに取り組んだりしますか。
私は一年の締めくくりに、数ヶ
月間続けてきたジョギングの成
果を試すためフルマソンに挑戦
しました。やっこのことで完走に
ぎつたものの、その後は体調を
崩して風邪をひいてしまっ始末
何とも後味の悪い締めくくりと
なっていました。
さて、一年を締めくくる意味で
言えば、この「協議会だより」も
今回で最終号となります。来月か
らは新たな協議会だよりで引
続き協議内容等をお知らせする
こととなります。
法定協議会に移行後は、風邪な
どをひく暇がないくらいが大
限られた時間の中、一日一日が大
事にしていきたいと思えます。
「協議会だより」についても皆
さんに親しまれる、読みたいた
思っていただけの広報紙を目指し
新しい紙面づくりに取り組んでい
きたいと思えます。
今年一年ご愛読いただきありがた
うございました。来年も「協議会
だより」をよろしくお願します。

合併に関するご意見やご質問がありましたら、
協議会事務局か各町村の合併担当窓口までお気軽
にご意見をお寄せ頂きますようお願い致します。

町村へのお問い合わせ先

- 矢部町役場 総務課 0967-72-1111
清和村役場 総務課 0967-82-2111
蘇陽町役場 総務課 0967-83-1111